



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…二

告示(選)

- 政治団体の届出…四
- 政治団体の届出事項の異動の届出…五
- 政治団体の解散の届出…八
- 資金管理団体の指定の届出…一〇
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出…一〇
- 資金管理団体の取消しの届出…二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…三
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…(同)…三
- …(同)…三
- 都市計画の案に関する公聴会の開催中止…(四)
- …(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)…(四)

告示

●東京都告示第九百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第七百六十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

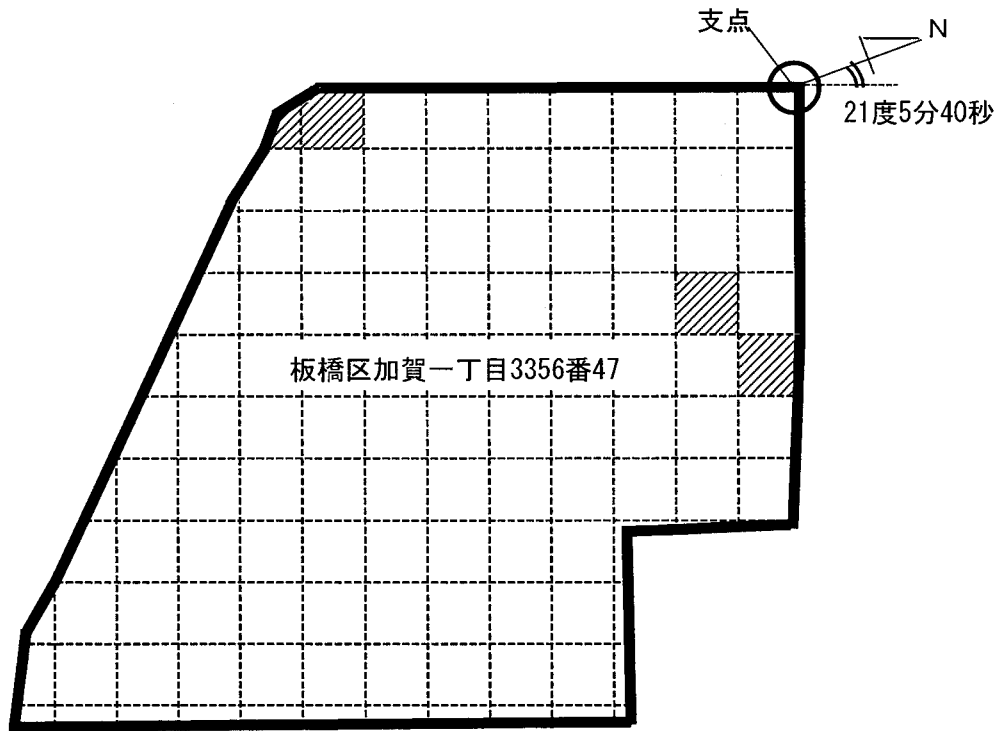
一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区加賀一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別紙



<支点>

支点は、板橋区加賀一丁目3356番47の最北端とする。

<格子の回転角度>21度5分40秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 調査対象地
- ////// 指定を解除する区域

●東京都告示第九百四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十六年六月二十四日

東京都知事 舛添 要一

一 路線名 都道新宿国立線

二 指定する区間

杉並区久我山二丁目八百七十八番一地从内から三鷹市牟礼一丁目千三百九十番一地向先まで

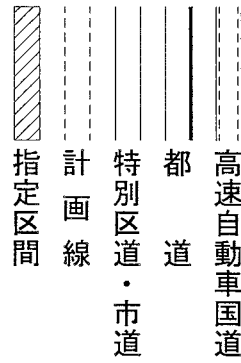
三 指定の概要

別図表示のとおり

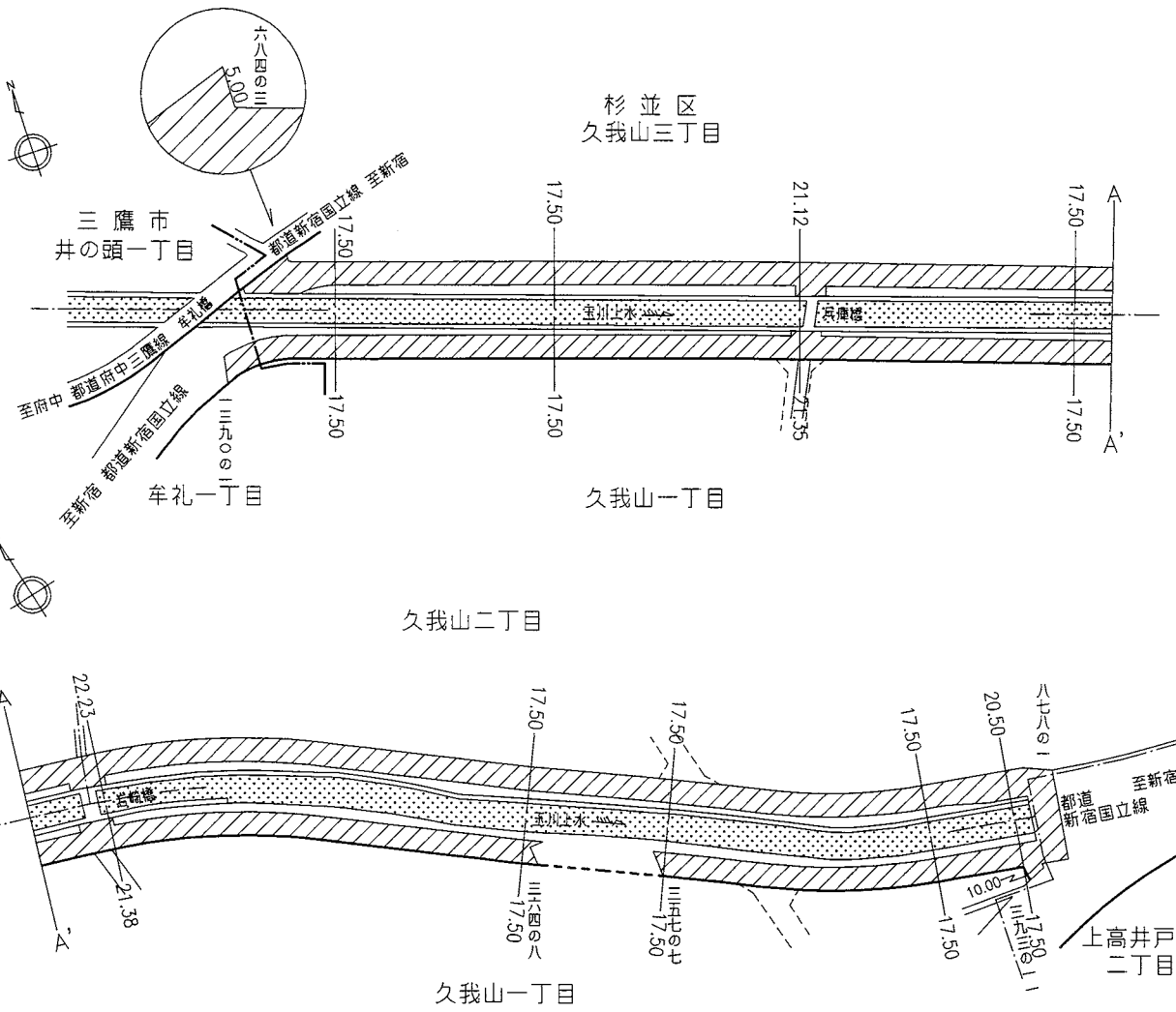
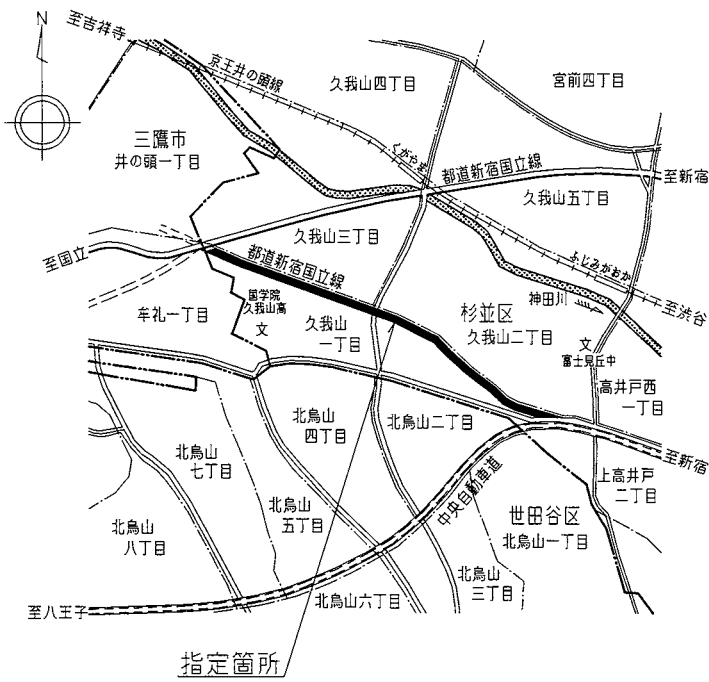
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道新宿国立線

杉並区久我山二丁目～三鷹市牟礼一丁目



延長 一、三一一・五メートル
(電線共同溝予定名称 新宿国立・三号)



●東京都選挙管理委員会告示第七十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下

告 示 (選)

「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都世田谷区第四十二支部	三井 美穂子	岡田 武士	世田谷区成城1-25-12	H26. 4. 4	○
自由民主党東京都練馬区第二十七支部	田中 祥介	五十嵐 三貴	練馬区上石神井4-8-8	H26. 4. 8	○

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
相澤けいた後援会	上原 あやの	相澤 陽子	多摩市諏訪1-54-2	H26. 4. 30
有里真穂後援会	清水 良浩	有里 英一	豊島区長崎6-23-10	H26. 4. 4
市川佳樹後援会	阿部 英樹	池上 活彦	福生市熊川1378	H26. 4. 1
金沢ひでのり後援会	金安 章江	金沢 敬子	台東区下谷2-12-8	H26. 4. 25
きつか和人後援会	木塚 和人	木塚 冬美	杉並区本天沼2-4-1	H26. 4. 28
江東区薬剤師連盟	高橋 正夫	三森 隆弘	江東区大島4-2-5	H26. 4. 17
国家安全保障政策調査会	久間 章生	牧田 智行	千代田区永田町2-9-8	H26. 4. 28
自治体政策研究会	田中 大輔	大飼 治	中野区中央5-12-1	H26. 4. 15
清水こうじ後援会	清水 孝治	清水 孝治	立川市若葉町2-21-2	H26. 4. 15
女性区長で練馬を元気にする会	浅野 克彦	浅野 志都香	練馬区春日町4-18-8	H26. 4. 1
白崎より子と共に歩む会	工藤 てい子	大賀 英二	立川市一番町4-65-50	H26. 4. 9
台東区を住みよい町にしよう会	金沢 秀憲	金安 章江	台東区下谷2-12-8	H26. 4. 25
東京不動産政治連盟武蔵野中央支部	栗原 廣昭	千葉 宏昭	三鷹市下連雀3-27-12	H26. 4. 28
中町さとし後援会	南条 芳久	志賀 徳繁	立川市羽衣町2-27-12	H26. 4. 2
西山まさる後援会	西山 賢	西山 春美	八王子市中野町2489	H26. 4. 24
練馬革新都区政をつくるみんなの会	菊池 紘	菊池 紘	練馬区桜台4-2-6	H26. 4. 3

峯崎拓実後援会	荒尾 武志	浦上 雄次	青梅市野上町2-26 7-13	H26. 4. 25
八木下てるいち後援会	八木下 輝一	八木下 邦男	八王子市片倉町201 2	H26. 4. 21
若木さなえ後援会	早川 輝	幸節 一彦	立川市西砂町6-55 -7	H26. 4. 2

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類
川の手ゆめの会	木村 剛司	高山 和之	墨田区吾妻橋2-1-1	H26. 4. 28	衆議院議員
田中勝義政治経済塾	田中 勝義	刈田 安清	台東区台東3-34-8	H26. 4. 10	参議院議員

(3) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類	公職の候補者の氏名
田中勝義政治経済塾	田中 勝義	刈田 安清	台東区台東3-34-8	H26. 4. 10	参議院議員	田中 勝義

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党町田総支部	会計責任者の氏名	浅見 美子	奥 栄一	H26. 4. 14
自由民主党東京都参議院選挙区第三支部	主たる事務所の所在地	中央区新富2-15-6	中央区新富2-14-7	H26. 4. 10
自由民主党東京都世田谷区第三十七支部	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬1-18-7	世田谷区下馬1-24-15	H26. 4. 11
自由民主党北区総支部	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-14-9	北区王子1-27-14	H26. 4. 4
自由民主党東京都北区第八支部	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-14-9	北区王子1-27-14	H26. 4. 4
自由民主党国分寺総支部	代表者の氏名	須崎 宏	高梶 健一	H26. 4. 24
	会計責任者の氏名	新藤 圭一	田倉 和明	H26. 4. 24
自由民主党あきる野総支部	主たる事務所の所在地	あきる野市二宮2414	あきる野市五日市872	H26. 4. 1
	代表者の氏名	町田 匡志	市倉 理男	H26. 4. 1
自由民主党奥多摩総支部	会計責任者の氏名	原島 幸次	前田 悦男	H26. 4. 24
自由民主党東京都ときわ会支部	会計責任者の氏名	遠山 国夫	山本 克己	H26. 4. 15
生活の党東京都第14区総支部	主たる事務所の所在地	墨田区吾妻橋2-1-1	墨田区吾妻橋1-19-12	H26. 4. 28
日本共産党江戸川地区委員会	代表者の氏名	河合 恭一	瀬端 勇	H26. 4. 16
日本共産党東京都葛飾地区委員会	代表者の氏名	新井 杉生	小林 郁夫	H26. 4. 3
	会計責任者の氏名	中山 ひとし	小島 佐知子	H26. 4. 3
民主党東京都第21区総支部	会計責任者の氏名	及川 哲央	鈴木 敬行	H26. 4. 9
みんなの党東京都台東区議会第1支部	主たる事務所の所在地	台東区下谷2-23-4	台東区根岸5-4-3	H26. 4. 1

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
阿久津幸彦を囲む税理士の会	主たる事務所の所在地	八王子市天神町2-1	八王子市元本郷町3-15-7	H26. 4. 25
	代表者の氏名	加瀬 明彦	内田 薫	H26. 4. 25

	会計責任者の氏名	石田 和良	三上 雅夫	H26. 4. 25
阿部光利後援会	主たる事務所の所在地	台東区下谷 2-23-4	台東区根岸 5-4-3	H26. 4. 1
岡林ひろか後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿南 3-1-26	板橋区大山東町 24-17	H26. 3. 26
	会計責任者の氏名	松本 大地	高橋 大伴	H26. 3. 26
上山なおのり後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬 1-18-7	世田谷区下馬 1-24-15	H26. 4. 11
かわべ康太郎・種まき会	主たる事務所の所在地	町田市小山町 997-18	町田市小山町 1777-2	H26. 4. 8
関東情報通信研究会	代表者の氏名	平野 達朗	前田 喜久男	H26. 4. 7
希望のまち東京をつくる会	会計責任者の氏名	山崎 康德	中山 武敏	H26. 4. 8
キラリ☆中野	会計責任者の氏名	溝口 正樹	海老沢 恵子	H26. 4. 18
剛志会	主たる事務所の所在地	墨田区吾妻橋 2-1-1	墨田区吾妻橋 1-19-12	H26. 4. 28
小斉太郎応援団	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前 3-5-9	港区赤坂 9-6-11	H26. 4. 4
	会計責任者の氏名	中嶋 愛	吉川 郁夫	H26. 4. 4
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	H26. 4. 4
	公職の種類		参議院議員	H26. 4. 4
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		小斉 太郎、参議院議員	H26. 4. 4
こさい太郎を育てる会	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前 3-5-9	港区赤坂 9-6-11	H26. 4. 4
	会計責任者の氏名	中嶋 愛	吉川 郁夫	H26. 4. 4
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	H26. 4. 4
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		小斉 太郎、参議院議員	H26. 4. 4
近藤やよい後援会	代表者の氏名	八木澤 秀夫	小野田 勝次	H26. 4. 1
佐藤かずひこ後援会	会計責任者の氏名	佐藤 美穂	成宮 輝臣	H26. 4. 8
鈴木久雄を育てる会	主たる事務所の所在地	中央区晴海 1-7-2	中央区勝どき 3-15-5	H26. 4. 14

友利春久後援会	会計責任者の氏名	友利 順子	竹内 功	H26. 4. 1
長島昭久を育てる会	会計責任者の氏名	及川 哲央	鈴木 敬行	H26. 4. 9
21世紀の築地を考える会	会計責任者の氏名	渡部 峰夫	金井塚 誠	H26. 4. 1
ひかげ省吾後援会	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-5-12	北区西ヶ原2-44-5	H26. 4. 30
三井みほこ後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区成城1-25-12	世田谷区成城5-23-1	H26. 4. 10
東京小売酒販組合政治連盟	代表者の氏名	坂田 辰久	藤田 利久	H26. 4. 16
	会計責任者の氏名	海田 耀市	坂田 辰久	H26. 4. 16

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

平成二十六年六月二十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
みんなの党東京都足立区議会第2支部	多田 太郎	H26. 4. 23
みんなの党東京都杉並区議会第4支部	川人 敦夫	H26. 3. 31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
相沢けい太後援会	品川 一恵	H26. 4. 13
猪瀬直樹の会	猪瀬 直樹	H26. 3. 31
大原あきひこ後援会	伊東 康寿	H26. 3. 10
柴田よしのり後援会	柴田 好教	H26. 4. 21
地元出身若手市長を誕生させる会	品川 一恵	H26. 4. 13
たけい雅昭港区職員OB後援会	山岸 久雄	H26. 3. 31
田中美絵子後援会	下 登志博	H26. 4. 1
日本一の町づくり人づくりを進める会	濱中 映慈	H26. 4. 5
広田たけふみ後援会	福田 巖通	H26. 3. 20
星野信夫後援会	星野 信夫	H26. 3. 27
矢島千秋後援会	矢島 千秋	H26. 4. 20
東京不動産政治連盟小金井支部	高岡 紘	H26. 4. 24
東京不動産政治連盟武蔵野三鷹支部	栗原 廣昭	H26. 4. 24

●東京都選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
田中 大輔	区長	自治体政策研究会	中野区中央5-12-1	H26. 4. 15
西山 賢	市議会議員	西山まさる後援会	八王子市中野町2489	H26. 4. 24

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の
届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、
次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名(代表者)	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
岡林 裕佳	岡林ひろか後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿南3-1-26	板橋区大山東町2-4-17	H26. 3. 26
木村 剛司	剛志会	主たる事務所の所在地	墨田区吾妻橋2-1-1	墨田区吾妻橋1-1-9	H26. 4. 28
河野 雄紀	河野ゆうき後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	H26. 4. 4
小寺 智夫	こでら智夫後援会	主たる事務所の所在地	多摩市永山3-3-7	多摩市永山6-1-2-3	H26. 4. 2
日景 省吾	ひかげ省吾後援会	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-5-12	北区西ヶ原2-4-4-5	H26. 4. 30

●東京都選挙管理委員会告示第七十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があ
 ったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。
 平成二十六年六月二十四日
 東京都選挙管理委員会

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
小斉 太郎	参議院議員	小斉太郎応援団	港区赤坂9-6-11	H26. 4. 4
柴田 好教	区議会議員	柴田よしのり後援会	江東区東砂2-15-8	H26. 4. 22
星野 信夫	市長	星野信夫後援会	国分寺市西元町2-13-30	H26. 3. 27
矢島 千秋	都議会議員	矢島千秋後援会	豊島区池袋本町3-5-6	H26. 4. 28

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Kei Chonetto
- 三 代表者の氏名
武藤 圭子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区若松町七番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として傾聴を通して「中年以降の楽しい生き方」を探る仲間づくりを目指し、高齢化社会に向けて、社会参加を促進する事業を行う。また、傾聴の普及により、社会への貢献に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本留學生生活向上委員会

三 代表者の氏名

大山 正男

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区荒川三丁目七十番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国で生活する留學生を中心とした外国人に対して、生活環境の向上を支援し、日本人と外国人との良好な関係をグローバルな視点から提案・実践すること、双方により良いライフスタイルを提供し、もつて日本の国際貢献に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アースデイ・エブリデイ

三 代表者の氏名

服部 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市西二丁目八番地九十九 プリランテ国立

一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境問題の解決のために、立場の違いを超えてそれぞれの方法で行動を起こす「アースデイ

（地球の日）」の理念に基づいて、世界各地のグループや個人と連携し、情報・人材・資金などの分野を中心に、地球環境に負荷をかけない自然共生型社会の実現に寄与する事業を、一般市民を対象に行うことで、より豊かな社会づくりに貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平和の文化東京ユネスコクラブ

三 代表者の氏名

鈴木 佑司

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区三崎町三丁目二番十七号 小澤ビル五

階

五 定款に記載された目的

この法人は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）憲章が掲げる「ユネスコの理念」に關する教育普及活動および調査研究を行うとともに、民間ユネスコ運動の理念に基づき、平和の文化の創造を目指して市民、団体等を対象に助言、支援、協力をを行い、人の心の中に「平和の砦」を築き、戦争のない平和な世界はもろろん、人間の尊厳が尊重される非暴力の社会を創ることを念頭に、社会教育、環境保全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝二丁目六番三号</p> <p>三 代表者の氏名 比嘉 照夫</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球環境共生ネットワーク</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十七日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 この法人は、前項に鑑み、関連する幅広い分野から、シニアが持つ専門知識と豊かな経験を結集し、NPO活動をを通じて社会に貢献してゆくミッションも課す。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人空調エネルギー刷新機構</p> <p>三 代表者の氏名 数馬 孝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市追分町二十二番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、有用微生物技術の活用を中心に、生ゴミ堆肥化の推進、自然農法の普及をはじめ、汚水処理、工業利用、産業廃棄物リサイクルの推進など、地球レベルの環境問題を解決するため、奉仕の精神に基づき、広く社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、スリランカ社会民主主義共和国の女性たち</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区中目黒一丁目四番十八号 サンテリア中目黒四〇一号室</p> <p>三 代表者の氏名 KAKUCHI SUVENDRINI PAVITRA (カクチ スベンドリニ パビドラ)</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナダアジャパン</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十四日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 この法人は、前項に鑑み、関連する幅広い分野から、シニアが持つ専門知識と豊かな経験を結集し、NPO活動をを通じて社会に貢献してゆくミッションも課す。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、有用微生物技術の活用を中心に、生ゴミ堆肥化の推進、自然農法の普及をはじめ、汚水処理、工業利用、産業廃棄物リサイクルの推進など、地球レベルの環境問題を解決するため、奉仕の精神に基づき、広く社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、有用微生物技術の活用を中心に、生ゴミ堆肥化の推進、自然農法の普及をはじめ、汚水処理、工業利用、産業廃棄物リサイクルの推進など、地球レベルの環境問題を解決するため、奉仕の精神に基づき、広く社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 この法人は、前項に鑑み、関連する幅広い分野から、シニアが持つ専門知識と豊かな経験を結集し、NPO活動をを通じて社会に貢献してゆくミッションも課す。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 この法人は、前項に鑑み、関連する幅広い分野から、シニアが持つ専門知識と豊かな経験を結集し、NPO活動をを通じて社会に貢献してゆくミッションも課す。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の将来的な電力不足事情に鑑み、冷熱エネルギー源としてのガスの有用性について、講演・講習会の開催や広報活動、改善提案や補助金申請サポートなどの活動を通じて、ガス空調ならびにコージェネレーションの更なる普及拡大を図り、社会におけるエネルギーのベストバランスの形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

